地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和六年十二月十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百六十九号

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）の施行に伴い、並びに宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十五条第一項第二号及び合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）第六条第二項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第一条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第六十三号を第六十四号とし、第三十五号から第六十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五　地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）第二十六条

第三条第二項中「第六十三号」を「第六十四号」に改める。

（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令の一部改正）

第二条　合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令（令和五年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四号を削り、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）第十条第三項に規定する認定増進活動実施計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）又は同法第十二条第三項に規定する認定連携増進活動実施計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）の内容を証する情報

附　則

（施行期日）

1　この政令は、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

2　この政令の施行の日から起算して三年を経過する日又はこの政令の施行の際現に地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律附則第二条の規定による廃止前の地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第一項の規定により作成されている同項に規定する地域連携保全活動計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）の計画期間の末日のいずれか早い日までの間に、当該地域連携保全活動計画に基づき樹木が伐採された場合においては、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令第一条第五号中「又は同法第十二条第三項に規定する認定連携増進活動実施計画（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）の内容を証する情報」とする。

農林水産大臣　江藤　拓
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎
内閣総理大臣　石破　茂

省令

○総務省令第百八号

建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第三百六十六号）の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第七十三条第二項において準用する同法第四十八条第三項の規定に基づき、工事担任者規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月十一日

総務大臣　村上誠一郎

工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（一定の資格等を有する者に対する試験の免除）	（一定の資格等を有する者に対する試験の免除）
第九条　［略］	**第九条**　［同上］
2　電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四十一条の規定により無線従事者の免許を受けている者又は建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理（建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条第一項に規定する電気通信工事施工管理をいう。以下同じ。）とするものに合格した者（ただし、二級の第一次検定に必要な試験にのみ合格した者を除く。）が試験を受ける場合は、申請により、別表第三号の区別に従つて、試験科目の試験を免除する。	2　電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四十一条の規定により無線従事者の免許を受けている者又は建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理（建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条に規定する電気通信工事施工管理をいう。以下同じ。）とするものに合格した者（ただし、二級の第一次検定に必要な試験にのみ合格した者を除く。）が試験を受ける場合は、申請により、別表第三号の区別に従つて、試験科目の試験を免除する。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第三百六十六号）の施行の日（令和六年十二月十三日）から施行する。